

令和6年度三田市生活困窮者子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

三田市生活困窮者子どもの学習・生活支援事業

2 業務の目的

貧困の連鎖を防止するために、十分な学習・体験の機会を得られない子どもに対し学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、子どもが将来に希望が持てるように包括的な支援を行う。

3 履行期間

契約締結日（令和6年5月中を予定）から令和7年3月31日までとする。

4 事業対象者

三田市に住所を有する次の世帯に属する中学生（以下「利用者」という。）およびその保護者とする。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 就学援助費受給世帯（生活困窮者自立相談支援機関・家庭児童相談室等の相談支援を受けている世帯を優先する。）
- (3) その他三田市が本事業の参加を適当と認める世帯

5 委託業務内容

- (1) 学習支援
- (2) 相談支援（生活習慣・育成環境・進路選択等に関する助言）
- (3) 体験イベントの企画・実施

6 実施内容

- (1) 学習支援（教科指導）

学習の機会を提供し、基礎学力向上のための学習支援、高校等進学に向けた進学支援や学習習慣の定着、学習意欲の向上を図る。

ア 実施回数

委託期間内において55回以上実施すること。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。学習の習慣を身につけやすくするために、実施する曜日は可能な範囲で固定して実施すること。気象警報発令等により、開催できなくなった日がある場合は、振替日を設定し実施すること。

イ 実施時間

原則18時～21時の間で、1回あたり2時間以上実施すること。

ウ 学習教材

利用者が持参した学校の教材を用いるほか、利用者の学力に合わせ、必要に応

- じて受託事業者が教材を用意すること。
- エ 出欠確認・利用促進・利用者への連絡
欠席が続く利用者に対して出席を働きかけ、参加を促進すること。学習の中止や日時・会場の変更に係る利用者および保護者への連絡は受託事業者が行うこと。
- オ その他
感染症の流行等により通所型で実施できない場合は、三田市と協議の上、代替策を講じること。

(2) 学習支援（学力テスト）

同学年における自己の学力の位置を測る目的として、学力テスト（模擬試験等）を実施する。

- ア 年2回以上実施すること。
- イ 受託事業者以外が実施する学力テストの活用も可とする。

(3) 相談支援（生活習慣・育成環境・進路選択等に関する助言）

利用者または保護者からの相談に親身に対応するとともに、児童虐待やドメスティックバイオレンスといった緊急性の高い事案に対しては、速やかに三田市に連絡し、その指示を仰ぐこと。

- ア 利用者に対する相談支援
 - ① 学校・日常生活の困りごとに関する相談
 - ② 日常生活習慣の形成や社会性の育成に関する助言
 - ③ 進路選択に関する相談
- イ 保護者に対する相談支援
 - ① 子どもの養育・学習に関する相談および情報提供
 - ② 各種支援策の情報提供や利用勧奨
 - ③ 進路選択に関する相談および奨学金などの公的支援の情報提供

(4) 体験イベント

利用者の将来的な自立に向けて効果的と思われる体験や利用者同士が交流できるイベントを三田市に提案し、三田市との協議に基づき年2回以上実施すること。

7 実施場所等

(1) 学習支援

通所型（1か所）で実施し、三田市内において交通の便を考慮した公共施設または受託事業者が用意する場所で実施する（公共施設で実施する場合を含め、場所使用料が発生する場合は委託料の中から負担すること）。また、実施場所に通うことができない利用者に対してはオンライン等の代替的な方法による学習支援を実施する。

※利用者が生活困窮世帯等であることが第三者に分からないように配慮して実施すること。

(2) 相談支援

学習支援の実施場所または電話・訪問等により随時相談支援を実施する。

(3) 体験イベント

三田市との協議に基づき実施場所等を決定する。

8 利用者の定員

通所：概ね10名程度

オンライン等：概ね2名程度

9 人員配置

(1) 指導員

中学教科の学習内容および高等学校受験について指導する能力を十分有している指導員2名以上を実施場所に派遣すること。

(2) 支援責任者

三田市や利用者およびその保護者との連絡調整並びに指導員の統括を行う支援責任者を配置すること。支援責任者は、高等学校受験の情報に精通し、指導員に対する助言・指導を行うスキルを有する者であること。

10 利用料金

本事業の利用料金は原則として無料とし、教材費や学力テスト料およびオンライン学習にかかる通信機材（通信費含む）の費用負担を利用者および保護者に求めてはならない。ただし、やむを得ない実費負担について、三田市と協議し承認を受けた場合は、この限りではない。

※オンライン学習にかかる通信機材（インターネット環境含む）を利用者世帯が所持等している場合で、受託事業者からの貸与を希望しない場合はこの限りではない。

11 業務計画表・支援計画・実績報告書・アンケート

(1) 業務計画表

年間の業務計画表を作成し、本業務委託契約締結後、10日以内に三田市に提出し、承認を受けること。

(2) 支援計画

利用者および保護者との面談（アセスメント）や学力テスト等をもとに個人ごとの支援計画書を作成し、三田市に提出すること。また、支援計画書は定期的に評価を行い、随時見直しを行うこと。

(3) アンケート

事業のあり方の参考となるよう利用者および保護者ごとに事業開始時と事業完了時のアンケートを実施し、報告書とともに三田市に提出すること。

(4) 月例実績報告書

事業の実施内容、利用者の出席状況、指導員等の従事状況のほか、利用者の学力の変化や面談結果等を記載し、翌月 15 日までに三田市に提出すること。

(5) 年間実績報告書

(3)をまとめた内容に加え、本事業を実施した効果(学力・学習意欲・学習習慣などへの影響・高等学校受験の結果)を総合的に検証した報告書を作成し、履行期間終了後、三田市に速やかに提出すること。

1.2 関係機関等との連携

受託事業者は、三田市または関係機関から利用者に関する諸会議(ケース会議等)の出席を求められた場合は可能な限り出席するほか、三田市および関係機関との連携に努めること。

1.3 個人情報の取り扱い

本事業の実施に関して知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律および三田市個人情報保護法施行条例の規程に従って取り扱わなければならない。履行期間終了後においても同様とする。

1.4 苦情等への対応

本事業の実施に関する苦情・トラブル・問い合わせへの対応は受託事業者の責任で行うこと。また、苦情・トラブルが発生した場合は、対応後に報告書を作成し、速やかに三田市に提出すること。

1.5 保険加入

利用者等が事業実施時または実施場所との往復時に遭遇する事故に備えるため、受託事業者において適切な保険に加入すること。

1.6 遵守すべき関係法令および通知

(1) 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領

令和 2 年 3 月 6 日付け社援発 0306 第 30 号厚生労働省社会・援護局長通知の別添 7

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について

平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 10 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知